



在宅で人工呼吸器を使用されている方へ

地震や台風など災害による停電等に備え、
下記の内容について今一度確認してみましょう



1 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画を作成しましょう。

人工呼吸器を使用している方にとっては、地震などの災害は、常に停電のおそれが伴うため、命や治療の危機に直結する大きな問題です。

このため、日頃から準備すべきこと、緊急時の対応方法などをあらかじめ決めておくことはご本人やご家族にとっても大切なことです。この計画は、お一人おひとりに作成し、それら内容を盛り込んだものです。

【対象者】 葛飾区在住で、在宅で人工呼吸器を使用して生活している方
(睡眠時無呼吸症候群は除く)

【連絡・問い合わせ先】 P8をご覧ください。



2 人工呼吸器は定期的に医療機器メーカーの定期点検を受けていますか。

人工呼吸器は、通常一定の使用時間又は使用期間により、人工呼吸器の供給会社が定期点検(呼吸器、外部バッテリー、加湿加温器等の作動等)を実施いたしますので、必ず受けましょう。

なお、外部バッテリーは停電時、災害時、外出時等の必需品ですので用意可能な機種については必ずご準備ください。特に、鼻マスク式の呼吸器の場合は、内部バッテリーが内蔵されていない機種もあります。鼻マスクの機種やご自身のご体調なども考慮し、外部バッテリーの準備もご検討ください。



3 外部バッテリーは常に作動するように充電してありますか。

停電などが起こり、交流電源が作動しなくなった場合は、外部バッテリーが有効です。非常時にも人工呼吸器が作動するように、外部バッテリーは常に充電し、すぐに人工呼吸器に接続できるよう、家族の方も接続方法等を理解しておきましょう。

ただし、鼻マスク式呼吸器の場合は常時接続しておくことができませんので、すぐに接続できる状態にしておいてください。



4 外部バッテリーは、定期的に新しいものと交換していますか。

外部バッテリーは新品で購入してから使用しなくても2年程度で寿命がくるといわれています(呼吸器の機種等により差があります)。寿命を超えた外部バッテリーを使用するとフル充電しても、駆動時間が極端に短くなり、すぐに内部バッテリーに切り替わってしまい、注意が必要です。

外部バッテリーには購入の年月日を貼り、外部バッテリーの寿命の期限を忘れないように気をつけましょう。寿命が過ぎたら、早めに人工呼吸器供給会社と相談し、新しい外部バッテリーと交換してください。



5 非常用発電機を貸与します。

災害時における停電に備え、非常用発電機を貸与します。

【対象】 区内在住で以下の条件を満たす方です。

- ・在宅で人工呼吸器を使用している方
- ・在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画を策定している方

【貸与物品】 非常用発電機（カセットガス式）

※原則として、外付けバッテリーの充電を目的とするものです。

※燃料は自己負担になります。

【申請の流れ】

- ① 災害時個別支援計画作成時に保健師が聞き取り調査を実施します。
- ② 対象要件等を確認・説明し、申出者へ申請書をお渡しします。
- ③ 申請に対し、審査のうえ貸与の決定をします。
- ④ 非常用発電機を貸与します。

【連絡・問い合わせ先】 P8をご覧ください。



6 療養者に付き添う方は、蘇生バッグ（アンビューバッグ）での用手的人工呼吸ができるようにしましょう。

蘇生バッグは、外部・内部バッテリーが使用不可能な状態になった場合、最も呼吸確保に役立つものです。そのため蘇生バッグはいつでも取り出せるように療養者の傍らに常に準備しておいてください。



7 吸引器は設置型の吸引器の他に、充電式の内部バッテリーで作動するポータルあるいは、足踏み式、手動式のいずれかの吸引器を準備しましょう。

吸引器を準備する場合は、病状にあった、十分な吸引力のあるものを医師等と相談して選択してください。吸引器は充電式と非充電式があり、非充電式は停電時、災害時には使用不可能になります。

そのため充電式または足踏み式、手動式の吸引器を準備しておきましょう。また、常に定期的に充電の有無を確認し、いざという時にいつでも使えるようにしてください。



8 停電時に備えた東京電力への患者登録を行いましょう。

停電に備え、東京電力に患者登録を行うことができます。登録を行うことにより、通常時の計画停電等について、東京電力より個別に電話にてお知らせします。(なお、この患者登録は、個別に停電の優先復旧を行うものではありません。)

難病で在宅人工呼吸器をご使用の方は、「東京電力への登録希望者調査票」を区→東京都を通じ、東京電力に提供し受け持ち支社で登録されます。その他の方は直接お問い合わせください。

他の電力会社を利用されている方も、同様に東京電力に登録できます。



9 停電等に関する東京電力へのお問い合わせ先

停電に関するお問い合わせは、各自契約されている電力会社(毎月の検針票に記載されている連絡先)か、東京電力パワーグリッド株式会社へお問い合わせ下さい。

連絡先	電話番号
東京電力パワーグリッド株式会社	0120-995-007 03-6375-9803 (有料)



10 葛飾区安全・安心メールにご登録ください。

葛飾区では、大規模災害発生時に緊急にお伝えする必要がある情報の他、区内で発生した犯罪情報など、防災や防犯に関する情報を携帯電話、パソコンなどに配信します。情報の配信には事前の登録が必要です。

【登録方法】

登録方法1 カメラ機能付き携帯電話で右のQRコードを読み込み、サイトに登録後手順に従って登録してください。



登録方法2 下記メールアドレスに空メールを送り返信されたメールに記載されている手順に従って登録してください。

katsushika@katsushika-mail.jp

【連絡・問い合わせ先】 P8をご覧ください。



11 災害時要援護者制度をご存じですか。

区では、災害対策基本法に基づき、地震などの災害時に避難の支援が必要と思われる方の氏名や住所等の名簿を作成しています。作成した名簿は警察署・消防署や自治町会などの避難支援等関係団体に名簿を提供することにより、災害時の避難支援活動に役立って行くものです。

【対象者】

- 1 身体障害者手帳をお持ちの方で視覚・聴覚・下肢機能・体幹機能・移動機能のいずれかの障害があり、総合等級が1・2級の方、呼吸機能障害があり、総合等級が1～3級の方
 - 2 愛の手帳をお持ちで、障害の程度が1～3度の方
 - 3 介護保険の被保険者で要介護状態区分4または5の方
- ※ いずれも社会福祉施設に入所している方は除きます。

【連絡・問い合わせ先】 P8をご覧ください。



1 2 避難?自宅待機? 被害の大きさによって正しく判断
 しましょう。

大規模な火災発生

揺れが収まり、一段落したら



火災からの
避難



いっとき
一時集合場所 (各自治町会で選定した場所)
 一時集合場所に集まり、周囲の正確な情報を交換し、今後の行動を判断します。



避難場所
 【主に河川敷や広い公園等】
 地震で大規模な火災が発生したときに避難する場所で、河川敷や広い公園などが指定されています。
 火災が拡大し、地域に留まることが危険な場合は、地域の皆さんと一緒に避難しましょう。



自宅が倒壊・焼失

自宅に被害なし

避難所
 【第一順位：小・中学校】

 発災後に開設

自宅
 防災活動拠点の設備などを使って、生活を確保



避難所
 【第二順位：高校・公共施設】
 避難者が多く、小・中学校だけでは足りなくなった場合に開設

避難所 (福祉避難所)
 【第二順位：福祉施設】
 要配慮者など避難所での生活が困難な方が避難できるように開設

日頃から、自分や家族の一時集合場所・避難場所とあわせて、安全な避難経路などを確認しておきましょう。



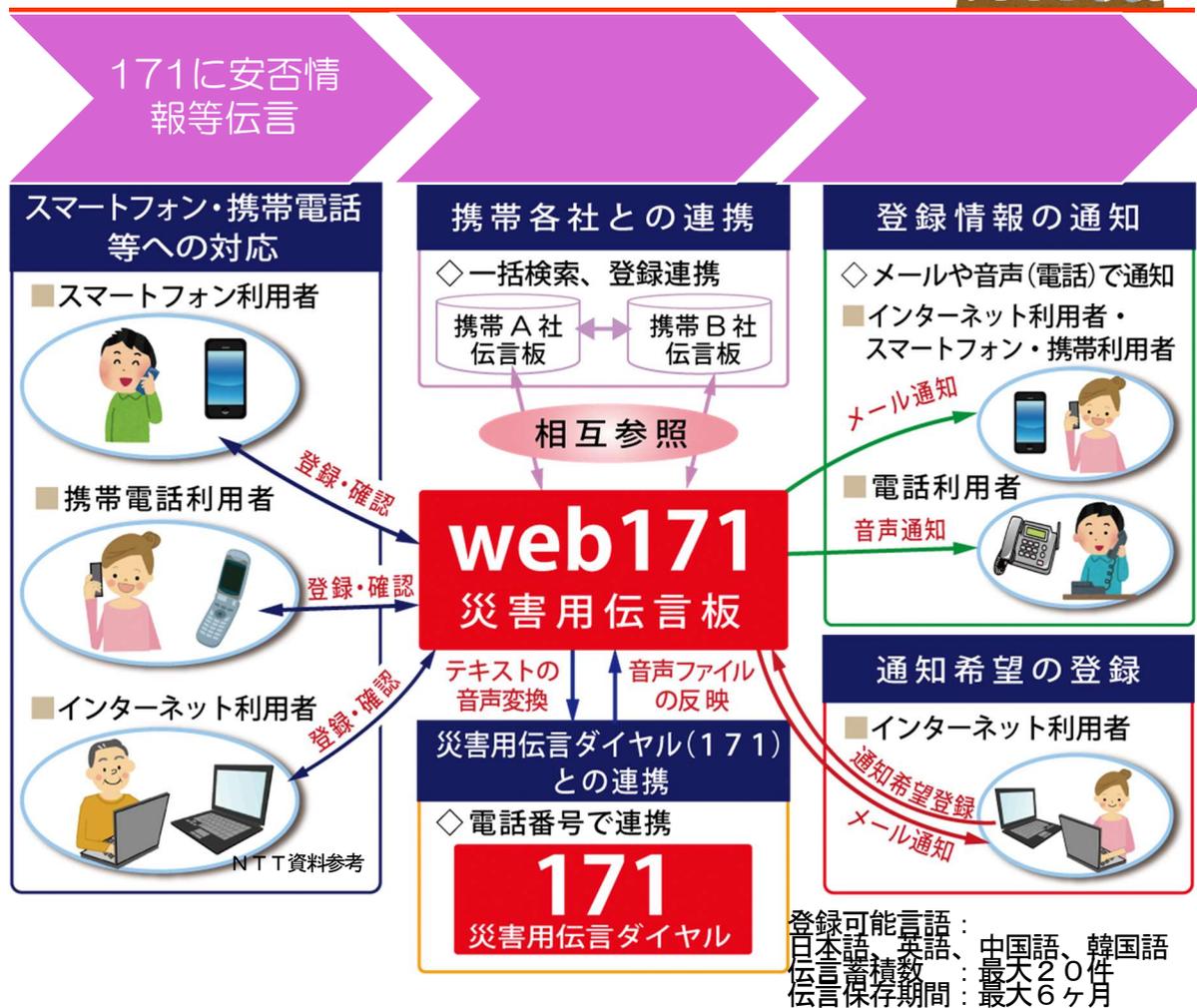


13 災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法を ご存じですか。

災害時の伝言ダイヤルは、地震などの災害発生により被災地への通信が増加し、繋がりにくくなった場合に提供が開始されます。

毎月1日、15日、及び正月三が日、防災週間(8月30日～9月5日)、防災とボランティア週間(1月15日～21日)は災害用伝言ダイヤルの体験利用ができます。災害時の安否確認に利用しますので、ぜひお試しください。

災害発生時の対応



◆ 問い合わせ先 一覧 ◆

<p>1 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画を作成しましょう。</p> <p>【連絡・問い合わせ先】 健康部 保健予防課 ☎ 03(3602)1274</p>
<p>5 非常用発電機を貸与します。</p> <p>【連絡・問い合わせ先】 健康部 地域保健課 ☎ 03(3602)1231</p>
<p>10 葛飾区安全・安心メールにご登録ください。</p> <p>【連絡・問い合わせ先】 地域振興部 生活安全課 ☎ 03(5654)8478</p>
<p>11 災害時要援護者制度をご存じですか。</p> <p>【連絡・問い合わせ先】 地域振興部 危機管理課 ☎ 03(5654)8572</p>